

平成30年度  
定例監査結果報告書

常陸大宮市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1 実施方針

地方自治法第199条第4項の規定により、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

### 2 監査の対象範囲

平成30年度の一般会計，国民健康保険特別会計，公共下水道事業特別会計，公営墓地特別会計，農業集落排水事業特別会計，介護保険特別会計，宅地造成事業特別会計，戸別浄化槽整備事業特別会計，温泉事業特別会計，後期高齢者医療特別会計，那珂地方公平委員会特別会計，上水道事業会計に係る事務事業

### 3 監査の対象部署

- (1) 総務部 総務課，財政課，税務徴収課
- (2) 議会事務局
- (3) 監査委員事務局
- (4) 教育委員会事務局 学校教育課，生涯学習課，文化スポーツ課
- (5) 消防本部 総務課，警防課，予防課

### 4 監査の期間

平成30年10月30日から11月29日まで

### 5 監査の着眼点

常陸大宮市監査基準による。

### 7 監査の方法

監査対象部署から提出のあった調書及び書類等を検証し，関係職員から内容聴取を行った。

## 第2 監査の結果

監査対象事務について、監査調書及び書類等の検証並びに関係職員からの内容聴取により監査を実施した結果、次のとおり改善を要する事項等が見られた。各部署においてはこれらの事項に留意し、今後さらに適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

部 署 名	総務部総務課
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	総務部財政課
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	総務部税務徴収課
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	議会事務局
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	監査委員事務局
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	教育委員会事務局学校教育課
○調定事務（変更）について 研修事業参加者負担金等について、不参加による還付に伴う調定額を減額する手続がなされていない事例が見られた。適正に事務を執行されたい。	

部 署 名	教育委員会事務局生涯学習課
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	教育委員会事務局文化スポーツ課
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	消防本部総務課
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	消防本部警防課
○特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	消防本部予防課
<p>○現金取扱いについて</p> <p>許可申請手続に係る現金収納に関し、その釣銭を職員の所持金から立替えている事例が見られた。現金を取扱う部署において、職員個人の所持金と公金とを混在させて取扱うことは、会計事故の発生の原因となり得るので適切ではないと思料される。安全性に留意しつつ、適切な現金の取扱いとなる方法等について検討されたい。</p>	